

沖縄県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.9E-2	5.3E-1	1.3E+1	13.2
64	エトフェンプロックス	3.4E+1	1.5E+1	3.2E+1	1.1E+1	92.1
117	テブコナゾール				1.6E+0	1.6
139	トラロメトリン			5.2E+0	1.0E+0	6.3
140	フェンプロパトリン			4.0E+0		4.0
153	テトラメトリン	3.0E+2	1.8E+1	3.2E+2	5.2E-2	637.6
181	ジクロロベンゼン	6.6E+2	4.2E+2			1,079.9
225	トリクロルホン		1.5E+1			14.9
251	フェニトロチオン		2.9E+2	4.7E+0		295.8
252	フェンチオン	7.4E+0	1.2E+2	7.4E+0		131.4
256	デカン酸				1.3E+0	1.3
350	ペルメトリン	6.7E+1	8.6E+1	4.4E+1	2.9E+1	225.3
405	ぼう素化合物		2.3E-1	7.6E+1	1.0E+0	77.5
427	カルバリル			2.5E+2		251.3
428	フェノプカルブ			2.6E+1	7.5E+1	100.8
457	ジクロルボス	1.3E+2	1.3E+3			1,440.2
合 計		1.2E+3	2.3E+3	7.7E+2	1.3E+2	4373.0

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等